	に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
漁港における外郭施設の延長	$D_{17} = 0.030$ $D_{18} = 0.027$ $D_{19} = 0.027$ $D_{20} = 0.02866$ $D_{21} = 0.02959$ $D_{22} = 0.02867$ $D_{23} = 0.02741$ $D_{24} = 0.02772$ $D_{25} = 0.02813$ $D_{26} = 0.02912$ $D_{27} = 0.026$ $D_{28} = 0.0257$ $D_{29} = 0.0258$ $D_{30} = 0.02588$ $D_{令元} = 0.02556$ $D_{令2} = 0.02571$ $D_{令3} = 0.02591$ $D_{令4} = 0.00353$ $D_{令5} = 0.00479$ $D_{令6} = 0.00721$
漁港における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n \times D_n)}{4{,}430\text{円} \times A}$
	算式の符号

	減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
漁港における外郭施設の延長	$D_{16} = 0.033$ $D_{17} = 0.030$ $D_{18} = 0.027$ $D_{19} = 0.027$ $D_{20} = 0.02869$ $D_{21} = 0.02960$ $D_{22} = 0.02869$ $D_{23} = 0.02744$ $D_{24} = 0.02782$ $D_{25} = 0.02826$ $D_{26} = 0.028$ $D_{27} = 0.026$ $D_{28} = 0.0257$ $D_{29} = 0.0259$ $D_{30} = 0.02592$ $D_{令元} = 0.02559$ $D_{令2} = 0.02575$ $D_{令3} = 0.00157$ $D_{令4} = 0.00353$ $D_{令5} = 0.00479$
漁港における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(C_n \times D_n)}{4{,}620\text{円} \times A}$
	算式の符号